

令和元年

第4回市議会定例会 議案第18号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第35条第9号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「または」を「をいう。以下この号において同じ。）または準耐火建築物（）」に、「（同号ロ）を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。）」の後ろに「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の設備の基準に関する規定を整備するため